

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		道路の位置の指定（変更）
根拠条例・規則等名		建築基準法（昭和25年法律第201号）
条 項		第42条第1項第5号
所 管 部 課		建設局 北部建設事務所 建築指導課（電話：048-646-3237） 建設局 南部建設事務所 建築指導課（電話：048-840-6237）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	さいたま市道路の位置の指定、変更及び廃止の取扱い基準 （平成15年9月1日運用、令和6年4月1日最終改正）
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 令和6年4月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合はその理由）	30日
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		